

令和6年度 町・県民税の手引き

町・県民税の申告と納税につきましては、日頃よりご理解とご協力をいただきありがとうございます。
このたび、令和6年度版『町・県民税の手引き』を作成しましたので、町・県民税の申告時や税額計算等の参考にお使いください。

～みなさんの税金がまちづくりを支えています～

〈山辺町に町・県民税を納める方〉

令和6年1月1日に山辺町に住所があった方です。1月2日以降に住所が変わった場合でも1月1日の住所地に納税していただきます。

〈町・県民税の納め方〉

給与や年金から天引きとなる特別徴収や、納付書等で納める普通徴収があります。納め方については1つの方法によるものではなく、「給与特別徴収」と「普通徴収」と「年金特別徴収」といったような3つの方法を併せた納め方になる場合もあります。その場合であっても税金が二重に天引きされることはありませんので、ご安心ください。

○給与特別徴収

給与所得者の町・県民税を、給与支払者が毎月の給与から天引きし、年12回（6月から5月まで）に分けて町に納める方法です。

○年金特別徴収

4月1日時点で65歳以上で、公的年金を受給している方の町・県民税を、年金支払者が年金から天引きし、年6回（4月から2月までの偶数月）に分けて町に納める方法です。ただし、年金額や介護保険料が年金特別徴収されているなどの条件があります。

※情報交換スケジュールの都合上、日本年金機構が送付する年金振込通知書に記載される個人住民税額と、町から送付する町民税・県民税納税通知書に記載される金額が一致しない場合があります。確定した税額は、町から送付する通知書でご確認ください。

○普通徴収

自営業や、上記特別徴収の対象ではない所得がある方などの町・県民税を、納付書または口座振替により年4回（6月、8月、10月、1月）に分けて町に納める方法です。

〈町・県民税の税額について〉

「均等割」と「所得割」の合計額が税額になります。

○「均等割」は前年中の所得がある人に、広く均等に負担していただくものです。原則として、合計所得金額が38万円を超えると均等割が課税されます。

令和5年度までは、町民税 3,500 円、県民税 2,500 円でしたが、令和6年度から、町民税 3,000 円、県民税 2,000 円に改正され、新設された森林環境税（国税）1,000 円と併せて納付となります。

※県民税 2,000 円のうち 1,000 円は、「やまがた緑環境税」として、森林を中心とした環境保全等の取り組みの財源のため負担いただくものです。

○「所得割」は所得から所得控除額を差し引いた金額に税率 10%（町6% 県4%）を適用して計算します。

〈「収入」と「所得」、「所得控除」の違いについて〉

1年間（令和5年1月1日～12月31日）の「収入」から、その収入を得るために必要な経費（生活費は含まれません）を差し引いた残りの金額を「所得」といいます。所得の種類は所得税と同様、利子所得、配当所得、不動産所得、事業所得、給与所得、譲渡所得、一時所得、雑所得、退職所得、山林所得の10種類で、その金額は一般に収入金額から必要経費を差し引くことによって算定しますが、給与、年金については次の計算表により算定します。また、「所得控除」とは、扶養親族の有無、病気や災害などによる出費などの個人的な事情を考慮して、所得金額から差し引くものです。

〈給与・年金所得の計算方法について〉

給与所得金額の計算表

給与収入金額		給与所得金額	
551, 000円未満		0円	
551, 000円以上	1, 619, 000円未満	収入金額－550, 000円	
1, 619, 000円以上	1, 620, 000円未満	1, 069, 000円	
1, 620, 000円以上	1, 622, 000円未満	1, 070, 000円	
1, 622, 000円以上	1, 624, 000円未満	1, 072, 000円	
1, 624, 000円以上	1, 628, 000円未満	1, 074, 000円	
1, 628, 000円以上	1, 800, 000円未満	収入金額÷4＝A (千円未満切捨て)	(A×4)×60%＋100, 000円
1, 800, 000円以上	3, 600, 000円未満		(A×4)×70%－80, 000円
3, 600, 000円以上	6, 600, 000円未満		(A×4)×80%－440, 000円
6, 600, 000円以上	8, 500, 000円未満	収入金額×90%－1, 100, 000円	
8, 500, 000円以上		収入金額－1, 950, 000円	

公的年金等の所得金額の計算表（令和5年12月31日時点の年齢）

年齢	公的年金等の収入金額		公的年金等に係る雑所得金額
			公的年金等に係る雑所得金額以外の所得に係る 合計所得金額1,000万円以下のとき（※1）
昭和34年1月2日 以後に生まれた方 （65歳未満）	130万円以下		収入金額－60万円（※2）
	130万円超	410万円以下	収入金額×75%－27.5万円
	410万円超	770万円以下	収入金額×85%－68.5万円
	770万円超	1千万円以下	収入金額×95%－145.5万円
	1千万円超		収入金額－195.5万円
昭和34年1月1日 以前に生まれた方 （65歳以上）	330万円以下		収入金額－110万円（※2）
	330万円超	410万円以下	収入金額×75%－27.5万円
	410万円超	770万円以下	収入金額×85%－68.5万円
	770万円超	1千万円以下	収入金額×95%－145.5万円
	1千万円超		収入金額－195.5万円

※1 1,000万円を超える場合は別途計算式によります

※2 マイナスの場合は0円

<町・県民税の所得控除について>※所得税の控除額と異なるものもあります。

町・県民税の所得控除表																																				
項目	適用範囲・所得控除額（上段：適用要件 下段：控除額）																																			
雑損控除	災害、盗難、横領などにより本人または本人と生計を一にする親族が所有する住宅や家財などに損害を受けた場合。																																			
	①(損失額-保険金等による補てん額)-（総所得金額等の合計額×10%） ②災害関連支出-50,000 円 ①と②のいずれか多い方の金額																																			
医療費控除	令和 5 年中に本人または本人と生計を一にする配偶者やその他の親族の医療費を支払った場合。																																			
	(支払った医療費の総額)-(保険金等で補てんされた金額) -(総所得金額等の合計額×5%または 10 万円のいずれか低い額) 以上の計算により算出された金額 ※限度額 200 万円																																			
セルフメディケーション税制	令和 5 年中に予防接種等一定の取組を行い、本人または本人と生計を一にする配偶者やその他の親族のスイッチ OTC 医薬品購入費を支払った場合。																																			
	(スイッチ OTC 医薬品購入費) -12,000 円 ※限度額 88,000 円。医療費控除との併用不可。																																			
社会保険料控除	本人や本人と生計を一にする配偶者やその他の親族が負担することになっている国民健康保険税や介護保険料、後期高齢者医療保険料、国民年金保険料等を支払った場合。																																			
	令和 5 年中に支払った金額。 または給与、年金から差し引かれた金額。																																			
小規模企業共済等掛金控除	小規模企業共済に基づく共済掛金、確定拠出年金法に基づく個人型年金加入者掛金及び地方公共団体が行う心身障害者扶養共済の掛金を支払った場合。																																			
	令和 5 年中に支払った金額。																																			
生命保険料控除	令和 5 年中に生命保険料を支払った場合。その契約内容を、一般分（医療分）・個人年金分・介護医療分の 3 つのグループに分けて控除額を計算。																																			
	<table><tr><th></th><th>一般分（医療分）</th><th>個人年金分</th><th>介護医療分</th></tr><tr><td>新契約のみ</td><td>アの計算式(最大28,000円)</td><td>アの計算式(最大28,000円)</td><td>アの計算式(最大28,000円)</td></tr><tr><td>旧契約のみ</td><td>イの計算式(最大35,000円)</td><td>イの計算式(最大35,000円)</td><td></td></tr><tr><td>新旧両方を合算する場合</td><td>新契約はアの式、旧契約はイの式で計算して合算(最大28,000円)</td><td>新契約はアの式、旧契約はイの式で計算して合算(最大28,000円)</td><td></td></tr></table> ア：平成24年1月1日以降（新契約）の計算式 イ：平成23年12月31日以前契約（旧契約）の計算式 <table><tr><th>支払った保険料</th><th>控除額</th><th>支払った保険料</th><th>控除額</th></tr><tr><td>12,000円以下</td><td>支払った保険料の金額</td><td>15,000円以下</td><td>支払った保険料の金額</td></tr><tr><td>12,000円超32,000円以下</td><td>保険料×1/2+6,000円</td><td>15,000円超40,000円以下</td><td>保険料×1/2+7,500円</td></tr><tr><td>32,000円超56,000円以下</td><td>保険料×1/4+14,000円</td><td>40,000円超70,000円以下</td><td>保険料×1/4+17,500円</td></tr><tr><td>56,000円超</td><td>一律28,000円</td><td>70,000円超</td><td>一律35,000円</td></tr></table> ※各グループの控除額を合計して、7万円を超える場合は7万円が上限。		一般分（医療分）	個人年金分	介護医療分	新契約のみ	アの計算式(最大28,000円)	アの計算式(最大28,000円)	アの計算式(最大28,000円)	旧契約のみ	イの計算式(最大35,000円)	イの計算式(最大35,000円)		新旧両方を合算する場合	新契約はアの式、旧契約はイの式で計算して合算(最大28,000円)	新契約はアの式、旧契約はイの式で計算して合算(最大28,000円)		支払った保険料	控除額	支払った保険料	控除額	12,000円以下	支払った保険料の金額	15,000円以下	支払った保険料の金額	12,000円超32,000円以下	保険料×1/2+6,000円	15,000円超40,000円以下	保険料×1/2+7,500円	32,000円超56,000円以下	保険料×1/4+14,000円	40,000円超70,000円以下	保険料×1/4+17,500円	56,000円超	一律28,000円	70,000円超
	一般分（医療分）	個人年金分	介護医療分																																	
新契約のみ	アの計算式(最大28,000円)	アの計算式(最大28,000円)	アの計算式(最大28,000円)																																	
旧契約のみ	イの計算式(最大35,000円)	イの計算式(最大35,000円)																																		
新旧両方を合算する場合	新契約はアの式、旧契約はイの式で計算して合算(最大28,000円)	新契約はアの式、旧契約はイの式で計算して合算(最大28,000円)																																		
支払った保険料	控除額	支払った保険料	控除額																																	
12,000円以下	支払った保険料の金額	15,000円以下	支払った保険料の金額																																	
12,000円超32,000円以下	保険料×1/2+6,000円	15,000円超40,000円以下	保険料×1/2+7,500円																																	
32,000円超56,000円以下	保険料×1/4+14,000円	40,000円超70,000円以下	保険料×1/4+17,500円																																	
56,000円超	一律28,000円	70,000円超	一律35,000円																																	
地震保険料控除	令和 5 年中に常時居住用に供するもの等に対する地震保険料や旧長期損害保険料を支払った場合。																																			
	地震保険料の支払合計金額（A） A×1/2（最高25,000円） 旧長期損害保険料の支払合計金額（B） Bが5,000円以下の場合は支払った金額 Bが5,000円を超える場合は B×1/2+2,500円（最高10,000円） A+Bの最高限度額は25,000円です。 旧長期損害保険については、平成18年12月31日までに締結したものに限る。																																			

障害者控除	本人や本人の同一生計配偶者・扶養親族が障がい者である場合。 特別障害者とは、障がい者のうち、精神または身体に重度の障がいがある人をいいます。 同居特別障害者とは、特別障害者で生計を一にし、同居している人をいいます。																																																																				
	普通障害者	26 万円																																																																			
	特別障害者	30 万円																																																																			
	同居特別障害者	53 万円																																																																			
寡婦控除	寡婦控除：夫と離別した後婚姻をしていない者のうち、合計所得金額 500 万円以下で子以外の扶養親族を有する場合。または死別した後婚姻していない者等で合計所得金額 500 万円以下の場合。 ※ひとり親に該当する場合や事実婚の場合を除く。																																																																				
ひとり親控除	ひとり親控除：合計所得金額 500 万円以下で、生計を一にする子（前年の総所得金額等が 48 万円以下）を有する単身者 ※事実婚の場合を除く。																																																																				
	<table><tr><th colspan="3" rowspan="2">配偶関係</th><th colspan="3">本人が「男性」の場合</th><th colspan="3">本人が「女性」の場合</th></tr><tr><th>死別</th><th>500万円超</th><th>離別</th><th>500万円超</th><th>未婚</th><th>死別</th><th>500万円超</th><th>離別</th><th>500万円超</th><th>未婚</th></tr><tr><th colspan="3">本人所得</th><td>～500万円</td><td>500万円超</td><td>～500万円</td><td>500万円超</td><td>～500万円</td><td>500万円超</td><td>～500万円</td><td>500万円超</td><td>～500万円</td></tr><tr><td rowspan="3">扶養親族</td><td rowspan="2">有</td><td>子</td><td>30万円</td><td>—</td><td>30万円</td><td>—</td><td>30万円</td><td>30万円</td><td>—</td><td>30万円</td><td>—</td><td>30万円</td></tr><tr><td>子以外</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>26万円</td><td>—</td><td>26万円</td><td>—</td><td>—</td></tr><tr><td colspan="2">無</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>26万円</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td></tr></table> 寡婦控除 ひとり親控除		配偶関係			本人が「男性」の場合			本人が「女性」の場合			死別	500万円超	離別	500万円超	未婚	死別	500万円超	離別	500万円超	未婚	本人所得			～500万円	500万円超	～500万円	500万円超	～500万円	500万円超	～500万円	500万円超	～500万円	扶養親族	有	子	30万円	—	30万円	—	30万円	30万円	—	30万円	—	30万円	子以外	—	—	—	—	—	26万円	—	26万円	—	—	無		—	—	—	—	—	26万円	—	—	—	—
配偶関係						本人が「男性」の場合			本人が「女性」の場合																																																												
			死別	500万円超	離別	500万円超	未婚	死別	500万円超	離別	500万円超	未婚																																																									
本人所得			～500万円	500万円超	～500万円	500万円超	～500万円	500万円超	～500万円	500万円超	～500万円																																																										
扶養親族	有	子	30万円	—	30万円	—	30万円	30万円	—	30万円	—	30万円																																																									
		子以外	—	—	—	—	—	26万円	—	26万円	—	—																																																									
	無		—	—	—	—	—	26万円	—	—	—	—																																																									
勤労学生控除	本人が大学・高校・各種学校などの学生・生徒・児童で、令和 5 年中の合計所得金額が 75 万円以下で、かつ自己の勤労によらない所得金額が 10 万円以下の場合。																																																																				
	26 万円																																																																				
配偶者控除	令和 5 年中の合計所得金額が 48 万円以下の配偶者または親族を扶養している場合。 ただし、配偶者や親族が事業専従者になっている場合は控除の対象にはなりません。																																																																				
扶養控除	<table><tr><th>扶 養 親 族</th><th>対象となる方</th><th>控 除 額</th></tr><tr><td>16 歳 未 満 扶 養 親 族</td><td>平成20年1月2日以降生</td><td>0 円</td></tr><tr><td>特 定 扶 養 親 族</td><td>平成13年1月2日～平成17年1月1日生</td><td>45 万 円</td></tr><tr><td>一 般 の 扶 養 親 族</td><td>16歳未満扶養親族・特定扶養親族・老人扶養親族以外の親族</td><td>33 万 円</td></tr><tr><td>老 人 扶 養 親 族</td><td>昭和29年1月1日以前生</td><td>38 万 円</td></tr><tr><td>同 居 老 親 等</td><td>老人扶養親族のうち、本人または配偶者の父母等で同居している方</td><td>45 万 円</td></tr></table>		扶 養 親 族	対象となる方	控 除 額	16 歳 未 満 扶 養 親 族	平成20年1月2日以降生	0 円	特 定 扶 養 親 族	平成13年1月2日～平成17年1月1日生	45 万 円	一 般 の 扶 養 親 族	16歳未満扶養親族・特定扶養親族・老人扶養親族以外の親族	33 万 円	老 人 扶 養 親 族	昭和29年1月1日以前生	38 万 円	同 居 老 親 等	老人扶養親族のうち、本人または配偶者の父母等で同居している方	45 万 円																																																	
扶 養 親 族	対象となる方	控 除 額																																																																			
16 歳 未 満 扶 養 親 族	平成20年1月2日以降生	0 円																																																																			
特 定 扶 養 親 族	平成13年1月2日～平成17年1月1日生	45 万 円																																																																			
一 般 の 扶 養 親 族	16歳未満扶養親族・特定扶養親族・老人扶養親族以外の親族	33 万 円																																																																			
老 人 扶 養 親 族	昭和29年1月1日以前生	38 万 円																																																																			
同 居 老 親 等	老人扶養親族のうち、本人または配偶者の父母等で同居している方	45 万 円																																																																			
	配偶者控除 次頁の☆表をご覧ください。																																																																				
配偶者特別控除	本人の令和 5 年中の合計所得金額が 1,000 万円以下で、配偶者の合計所得金額が 48 万円超から 133 万円以下の場合。控除額は所得に応じて決まります。 次頁の☆表をご覧ください																																																																				
基礎控除	本人の令和 5 年中の合計所得金額が 2,500 万円以下の場合。 43 万円 ※合計所得金額が 2,400 万円を超えると控除額が逡減します。																																																																				

令和 5 年中…令和 5 年 1 月 1 日から 12 月 31 日まで。

障害者控除、寡婦控除、ひとり親控除、勤労学生控除、配偶者控除、扶養控除、配偶者特別控除は、令和 5 年 12 月 31 日（年の途中で死亡の場合は死亡時）の現況によって判定します。

★「同一生計配偶者」…生計を一にする合計所得金額 48 万円以下で事業専従者となっていない配偶者。

★「合計所得金額」…給与所得や雑所得など 10 種類の所得（P2 参照）から源泉分離課税対象となる退職所得を除いた合計額。
 分離譲渡所得は特別控除前の額。※

★「総所得金額等」…合計所得に損失の繰越控除を適用した額。※

※地方税法では源泉分離課税の対象となる退職所得を含めないため、所得税法とは異なる金額になる場合があります。

☆配偶者（特別）控除額		納税者本人の合計所得金額 (給与所得だけの場合の給与収入金額)			【参考】 配偶者の収入金額 (給与収入だけの場合)
		900万円以下 (1,095万円以下)	900万円超 950万円以下 〔1,095万円超 1,145万円以下〕	950万円超 1,000万円以下 〔1,145万円超 1,195万円以下〕	
配偶者控除	配偶者の合計所得金額48万円以下	33万円	22万円	11万円	103万円以下
	老人控除対象配偶者	38万円	26万円	13万円	
配偶者特別控除	配偶者の合計所得金額 48万円超 100万円以下	33万円	22万円	11万円	103万円超 155万円以下
	100万円超 105万円以下	31万円	21万円	11万円	155万円超 160万円以下
	105万円超 110万円以下	26万円	18万円	9万円	160万円超 166万7,999円以下
	110万円超 115万円以下	21万円	14万円	7万円	166万7,999円超 175万1,999円以下
	115万円超 120万円以下	16万円	11万円	6万円	175万1,999円超 183万1,999円以下
	120万円超 125万円以下	11万円	8万円	4万円	183万1,999円超 190万3,999円以下
	125万円超 130万円以下	6万円	4万円	2万円	190万3,999円超 197万1,999円以下
	130万円超 133万円以下	3万円	2万円	1万円	197万1,999円超 201万5,999円以下
	133万円超	0円	0円	0円	201万5,999円超

＜税額控除について＞

税額控除とは、課税所得金額に税率を適用して算出した所得割額から、一定の額を控除するものです。調整控除、住宅借入金等特別税額控除、寄附金税額控除、配当割額控除・株式等譲渡所得割額控除などがあります。

◆調整控除

所得税と町・県民税の人的控除額の差額に起因する税負担を調整するため、所得割額から一定の金額を控除するものです。計算方法は次のとおりです。

○ 計算方法

課税所得金額が 200万円以下の 場合	次のいずれか少ない金額の5%を控除 ①人的控除額の差の合計額 ②合計課税所得金額
課税所得金額が 200万円超の場合	{人的控除額の差の合計額－（合計課税所得金額－200万円）}×5%を控除 ※この金額が2,500円未満の場合は2,500円とする。

※合計所得金額が2,500万円を超える場合は調整控除が適用されません。

◆住宅借入金等特別税額控除（住宅ローン控除）

令和7年12月までの間に入居し、所得税の住宅ローン控除の適用を受けていて一定の要件を満たす場合は、住宅ローン控除のうち所得税から引ききれなかった額を翌年度分の町・県民税（所得割）から差し引きます。

※確定申告書や事業所等から提出される給与支払報告書に住宅ローン控除可能額や居住開始年月日等の記載がない場合、住宅ローン控除を受けられない場合がありますのでご注意ください。

◆寄附金税額控除

都道府県・市区町村、山形県共同募金会（県内に主たる事務所があるものに限る）、日本赤十字山形支部、その他山形県または町が条例で指定する団体（※）への寄附をした場合などに適用されます。寄附金の合計額が2千円を超える場合は、超える金額の4％が県民税、6％が町民税から差し引かれます（総所得金額等の30％が上限）。ふるさと納税（※）の特例控除や申告特例控除は別途計算式によります。

※令和6年度から、町の条例で指定する団体として、山形県内に事務所などを有する団体と改めました。

※ふるさと納税は申告をするとワンストップ特例の対象とならなくなることにご注意ください。

◆配当割額控除・株式等譲渡所得割額控除

町県民税が特別徴収された配当所得や株式等譲渡所得を申告した場合は、配当割額や株式等譲渡所得割額が所得割額から差し引かれます。

※令和6年度から、上場株式の配当所得や譲渡所得などの課税方式を統一することとなったため、**所得税と町県民税で異なる課税方式を選択することが出来なくなりました。**

申告は正しく！期限は3月15日です。

申告は正しく、期限内に行いましょう。この申告は、令和6年度の町・県民税や国民健康保険税の公正で適正な課税と所得・課税証明書等の発行にかかわる重要な資料になります。

申告が必要な方が、申告を忘れると、保険税(料)の軽減が受けられなかったり、正確な保険税(料)を決定することができなかったりします。また、後で保険税(料)を追加で徴収される場合もありますので、前年に所得がなかった方も、必ず所得の申告をしてください。

～本手引きとあわせてご覧ください～

広報やまのべ 令和6年1月15日号『令和6年度 申告相談のご案内』

※その他、税制改正については令和5年10月15日号、電子申告の紹介については12月15日号をご覧ください。

令和6年1月15日発行 山辺町役場 税務課町民税係
電話（023）667-1105